（エネルギー管理員の業務）

第二十四条　法第十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

［新設］

第二十五条　法第十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第二種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

［新設］

第二十六条　法第二十三条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

［新設］

第二十七条　法第二十五条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

［新設］

第二十八条　法第三十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

［新設］

第二十九条　法第三十六条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第二種管理統括エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

［新設］

第三十条　法第四十二条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第一種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

［新設］

第三十一条　法第四十四条第一項の経済産業省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　第二種管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持に関すること

二　第三十六条の報告書に係る書類の作成及び法第百六十二条第三項の報告に係る書類の作成

（資質の向上を図るための講習の期間）

第三十二条　法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理員に選任されている者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条

（資質の向上を図るための講習の期間）

第十二条　法第十三条第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第十三条第一項第一号に規定する講習を受けた日（エネルギー管理員に選任されている者が法第十三条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日）の属する年